広報つなぎ

TSUNAGI

まちにあふれる魅力や笑顔を届ける広報紙

－緊急特集－　県内初の警戒レベル５「大雨特別警報」

令和２年７月豪雨
復興に向けた生活支援

津奈木町職員採用試験
津奈木町を次のステージへ。

2020
8
Vol.655

CONTENTS

広報つなぎ
No.655 August 2020

03 町長あいさつ

04 －緊急特集－　県内初の警戒レベル5「大雨特別警報」
令和2年7月豪雨

08 **復興に向けた生活支援**

15 津奈木町職員採用試験／高収益作物次期作支援交付金／謹んで哀悼の意を表します

18 INFORMATION+
農業用廃プラスチック類の集荷／令和2年７月豪雨に関する町への支援／児童扶養手当現況届／国民年金保険料の免除・納付猶予制度／つなぎ温泉四季彩・つなぎ百貨堂

20 くらしの情報
水俣芦北広域行政事務組合消防本部職員採用試験／第 32 回くまもと景観賞作品募集／ミツバチに対する農薬危害防止／こころの健康相談／道路に張り出している木は切ってください／設備投資・販路開拓補助制度／「海のいきもの」写真展／ひきこもり相談／若者サポートステーションやつしろ出張相談会／「ようこそ先輩」講師募集／全国一斉「子どもの人権 110 番」／サマージャンボ・ミニ宝くじ発売中／夏の青少年健全育成県民総ぐるみ運動／災害に便乗した悪質な勧誘・商法に注意／中退共で退職金。

22 イベント中止のお知らせ／図書館から新刊情報／休日当番医／乳幼児健診の案内／人のうごき／寄附・芳志お礼／津奈木町の情報発信

24 つなぎ美術館情報

町の紹介

緑と彫刻のある町
熊本県津奈木町

津奈木町は熊本県南部に位置し、南は水俣市、東は芦北町に隣接し、西は不知火海を隔てて天草郡島と相対しています。東西 6.5km、南北 9kmで総面積は 34.08㎢。総面積の約6割が山林地帯であり、地勢も壮齢期の安山岩山系に三方を囲まれ、西向き急傾斜に開けたリアス海岸は美しく、芦北海岸県立自然公園の指定を受け、海深く良港に富んでいます。

町章

町の木「すぎ」

町の鳥「やまどり」

町の花「つわぶき」

今月の表紙

熊本県で甚大な被害をもたらした豪雨災害。本町では１時間雨量が 110 ミリ（観測雨量）というかつて経験したことのない大雨が降りました。平国地区では大規模な土砂崩れが起こり、消防団、消防、警察、自衛隊など約 200 人体制で夜を徹しての捜索活動が行われました。
（詳しくは４ページ以降に掲載。）

令和2年7月豪雨で被災された皆さまと支援していただいている全国の皆さまへ

令和2年7月4日は、津奈木町にとって永遠に忘れられない日となりました。梅雨前線発達に伴う記録的な豪雨により、平国地区において3名の方々がお亡くなりになりました。町内各地で家屋の浸水、道路や河川の崩壊、農作物の被害など、広範囲にわたり甚大な被害を被っています。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

自衛隊、警察、消防ほか多くの関係機関および他自治体からの応援職員の皆さまの災害対応へのご協力に大変感謝いたしております。現在、町としては国や県など関係機関の協力を得ながら、被災者の生活再建に向けて全力を挙げ、取り組んでいるところです。早速、令和２年７月専決補正予算で総額４億２８３０万円を計上しました。崩土の除去や町道・農地などの災害復旧、住まいの確保など、各種の支援制度を通じて、日々不安な思いで過ごされている被災者の方々の生活再建に向け、スピード感を持って支援してまいります。

全国からもたくさんの支援物資をご提供いただき、また、一般寄附をはじめ、ふるさと納税を通じて多くのご寄附もいただいております。厳しい暑さの中、今も被災地では多くのボランティアの方が復旧作業に汗を流しておられます。ご支援をいただいております全ての皆さまに心から感謝いたします。

私たちのふるさと「津奈木」を次世代に引き継ぐため、皆さまと手を取り合って、１日も早い復旧・復興に向けて全力を尽くしてまいります。全ての町民の皆さまのご協力、ご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げ、お見舞い、お礼と、復旧・復興への決意といたします。

安全・安心な町を目指し１日も早い復旧・復興を

津奈木町長
山田　豊隆

－緊急特集－

県内初の警戒レベル5「大雨特別警報」

令和2年7月豪雨

「まさか」が現実となって起きてしまった。
しかも、想定外の県内初の警戒レベル「大雨特別警報」。
7月4日午前3時30分～4時30分の雨量はなんと110㍉を観測。
かつて経験したことのない恐怖を感じる雨に
町内各地で住宅、公共施設、道路などが被害にあった。
その衝撃は私たちの想像をはるかに超えるものだった。
このたびの令和2年7月豪雨でお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りするとともに、
被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

平国地区の土砂崩れ現場（ドローンで撮影）

■令和２年７月豪雨による本町の被害状況（７月 22 日現在）

項目	被害場所・内容	箇所数
人的被害	死者３人	
農林水産業関係被害	農地の法面崩壊・流失・土砂流入、ハウス施設の倒壊、井堰や水路の埋没など	調査中
土木施設等被害	町道、農道、林道の舗装面亀裂、土砂流入など	123
町営団地等被害	さくら団地の一部で床下浸水、丸岡団地の一部で土砂流入	2
学校等被害	中学校グラウンド横の法面崩壊	1
水道施設等被害	平国地区の一部で停電による断水（対象戸数：約 200 戸）	1
温泉施設被害	つなぎ温泉四季彩の機械室の浸水、ポンプの故障	
観光施設被害	つなぎ美術館モノレールの足場が土砂崩れ、三ツ島海水浴場のスロープ設備などが崩落	
住家被害	町内全域で床上・床下浸水、土砂流入	調査中
商工関係被害	工場・事務所などで浸水	調査中

豪雨の脅威が突然襲う

7月3日(金)夜～4日(土)朝に九州南部を襲った豪雨は土砂崩れ、家屋の浸水、河川の増水などを引き起こし、各地に大きな被害をもたらしました。県内の死者は7月22日時点で65人にのぼり、津奈木町でも3人の尊い命が犠牲となられました。

今回の豪雨の原因となっているのが、気象庁も予測が難しいという「線状降水帯」。積乱雲が次々に発生して列をなすように組織化したもので、形状がライン状になるため、一度かかると同じ場所で激しい雨が何時間も降り続き、集中豪雨の主な原因となると言われています。

県内初の特別警報

町では、3日(金)午後6時に4か所の避難所を開設し、4日(土)午前1時に災害対策本部を設置。午前2時7分には町内全域に避難勧告を発令し、住民に安全な場所への避難を呼びかけました。

気象庁は4日午前4時50分、本町を含む16市町村に大雨特別警報を発表。2013年運用開始以来、県内で初めてです。「数十年に一度」の大雨による災害が起きている可能性が極めて高いとして、最高レベルの警戒を呼びかけました。町設置雨量計によると、午前3時30分～4時30分の一時間雨量が91㍉（解析雨量では110㍉）、3日午前10時～4日午前10時の24時間雨量は544㍉を観測。後日、同庁は今回の災害を「令和2年7月豪雨」と命名しました。

7月専決補正予算で4億2830万円計上

町ではこの災害を受け、4億2830万円を、7月20日付けで専決補正予算に計上しました。主な内容は、町道・河川の応急復旧工事のための測量設計業務委託料9500万円、崩土の除去費用7千万円、浸水や崖崩れで被害を受けた農地の復旧工事のための測量設計業務委託料5千万円などです。

令和２年７月豪雨
時系列で振り返る災害記録

県内で死者が 60 人を超える、令和になって最悪の豪雨災害を経験した私たち。
河川の増水や土砂崩れ、住宅への浸水などの被害が広範囲にわたって発生しました。
今回の苦い経験を未来の防災につなげるために、災害状況などを振り返ります。

1

7

5

2

8

【写真説明】1_平国地区の土砂崩れ現場／2_7月５日に行われた町長の記者会見／3_蒲島県知事が本町を視察／4_土砂崩れで家が押しつぶされた／5_全国から多くの救援物資が届いた／6_裏山が崩れ、丸岡団地に土砂が流れ込んだ／7_災害廃棄物の受け入れが始まり、持ち込まれた家具や家電製品などが山積みに／8_冠水した道路を走行する車／9_町家屋調査チームによる家屋の被害調査

3

9

6

4

7月3日
18時00分　町内４か所で避難所開設、有線放送で周知
21時39分　大雨警報発表
22時52分　洪水警報発表

7月4日
1時00分　土砂災害警戒情報発表
町災害対策本部設置
1時10分　津奈木川水位が避難判断水位に達する
1時35分　避難に関する有線放送を町内全域に放送
1時50分　浜崎地区で床上浸水、小津奈木地区で崖崩れが発生、多数の被害発生の報告が寄せられる
2時07分　警報レベル４発令（避難勧告）。有線放送で周知
3時42分　避難に関する有線放送を町内全域で放送
3時45分　県道水俣田浦線の一部を通行止め（現在は復旧）
4時00分　町内全域で床上・床下浸水、冠水、河川氾濫、土砂崩れなど連絡多数
4時30分　小津奈木地区の家が冠水。ボートで救出
3時30分からの一時間雨量が１１０ミリを観測
津奈木川水位が氾濫危険水位に達する
4時50分　大雨特別警報発表
有線放送で周知
4時55分　県芦北地域振興局が災害対策本部を設置
5時01分　警戒レベル４（避難指示）・警戒レベル５発令
5時40分　平国地区で家がつぶされているという連絡。消防団が出動
丸岡団地裏の山で土砂崩れ、土砂が団地に流入
6時10分　津南保育園床上60センチ浸水
6時47分　町が自衛隊の派遣要請
6時55分　県道水俣田浦線栄橋氾濫
7時00分　浜崎地区の久子川津南保育園付近氾濫
7時05分　命を守る行動をとるよう有線放送で周知
7時13分　津南保育園停電
8時25分　中学校の校舎横ブロック積が崩れていると連絡
8時40分　平国下地区の一部で停電
9時15分　新川中尾線一部通行止め
9時25分　日添辻線路面崩壊
10時00分　３日10時からの24時間雨量が５４４ミリを観測
11時20分　自衛隊の到着。平国地区の捜索を要請

7月5日
9時00分　町長記者会見
ごみ処理場で災害ごみ受入
10時47分　大雨警報解除
10時50分　支援物資の受入開始。各団体から物資が届く
13時05分　有線放送で早めの避難を呼びかけ
国道3号津奈木インター付近上下通行止め（現在は解消）
11時50分　特別警報から警報に。避難指示は継続中
17時10分　災害対策本部会議

7月6日
5時28分　大雨・洪水警報発表

7月8日
9時00分　災害ボランティアセンター開設
11時00分　蒲島県知事来町
11時53分　土砂災害警報・大雨警報解除

7月9日
14時00分　つなぎ温泉「四季彩」が7月19日(日)まで無料開放

7月10日
9時00分　り災証明書の受付・申請開始

7月12日
12時00分　警戒レベル３に変更

7月14日
8時30分　被害調査認定チームによる現地調査開始

7月15日
19時30分　土砂崩落のおそれがあるため、平国下地区の６世帯15人に避難指示

7月21日
10時00分　土砂崩落のおそれがあるため、中尾地区の１世帯７人に避難指示

7月24日
12時00分　土砂崩落のおそれがあるため、新たに平国下地区の１世帯２人に避難指示

復興に向けた生活支援

ここでは、令和２年７月豪雨により被災された皆さまの生活再建への取り組みを支援する各種支援制度を紹介。

支援を受けるための要件や申請方法など、詳しくは各担当課へお問い合わせください。

① 被災者生活再建支援制度

住宅に多大な被害を受けた世帯に、「住宅の被害程度」と「再建方法」に応じて支給します。

▶対象

①住宅が「全壊」した世帯
②住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体する世帯
③災害による危険な状態が続き、住宅に居住不能な状態が長期間続く世帯
④住宅が「大規模半壊」した世帯

▶支給額

⑴基礎支援金　住宅の被害程度に応じて支給

住宅の被害程度	全壊（①に該当）	解体（②に該当）	長期避難（③に該当）	大規模半壊（④に該当）
複数世帯	100万円			50万円
単身世帯	75万円			37.5万円

⑵加算支援金　住宅の再建方法に応じて支給

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
複数世帯	200万円	100万円	50万円
単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

▶必要なもの

・り災証明書、住民票など
・印かん
・預金通帳の写し（金融機関、支店、種別、口座番号、名義（フリガナ）が書かれているもの）
・市町村発行解体証明書または滅失登記簿謄本、解体前写真、解体理由書

※半壊、大規模半壊のり災証明を受けた人で、解体した場合
・住宅の購入などが分かる契約書など（加算支援金を申請する場合）

▶申請期間

・基礎支援金　令和３年８月３日まで
・加算支援金　令和５年８月３日まで

▶問い合わせ

ほけん福祉課福祉班　☎７８－３１１５

② 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

お亡くなりになった人の遺族（災害弔慰金）や重度の障がいを受けた人に支給されます。

▶災害弔慰金

亡くなった人が生計維持者の場合　**500万円**
生計維持者以外の場合　**250万円**

※弔慰金の額は、死亡者の世帯における生計維持の状況により異なります。

▶災害障害見舞金

重度の障がいを受けた生計維持者　**250万円**
重度の障がいを受けたその他の人　**125万円**

▶必要なもの

医師による診断書

▶問い合わせ

ほけん福祉課福祉班　☎78−3115

③ 被災住宅応急修理制度

日常生活に必要な最小限度の部分を自ら修理する資力のない世帯に、応急的に補修する経費を補助します。業者はどこの業者でも可（後で町の指定業者にします）。

▶内容

被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の応急修理

▶対象（次の全てに当てはまる人）

①半壊・大規模半壊または準半壊の被害を受けたこと

※全壊の住宅でも、応急修理で居住可能な場合は除く。

②被災された人（世帯）が、応急修理で被害を受けた住宅での生活ができること

※応急仮設住宅やみなし応急仮設を利用する場合は相談してください。

▶限度額

半壊・大規模半壊　**59万5千円**
準半壊　**30万円**

▶必要なもの

り災証明書

▶問い合わせ

振興課管理班　☎78−3112

④ 被服、寝具、その他生活必需品などの給与

住家の全壊、半壊または床上浸水などにより、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失または損傷などにより使用できず、すぐに日常生活を営むことが困難な人に生活必需品を支給します。

▶限度額

⑴全壊

単身世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	6世帯以上1人増すごとに加算
18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円

⑵半壊・床上浸水など

単身世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	6世帯以上1人増すごとに加算
6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円

▶必要なもの　り災証明書

▶問い合わせ

ほけん福祉課福祉班　☎78−3115

⑤ 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

▶対象

県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする被災者

▶限度額　原則1世帯10万円以内（条件次第で20万円）

▶据置期間　貸付の日から1年以内
▶償還期間　据置期間終了後2年以内
▶貸付利子　無利子

▶問い合わせ

津奈木町社会福祉協議会　☎61−2940

復興に向けた生活支援

■津奈木町役場問い合わせ
・総務課　☎78-3111　・政策企画課　☎78-3114
・振興課　☎78-3112　・ほけん福祉課　☎78-3115
・住民課　☎78-3113　・教育委員会　☎78-5400

⑥ 災害援護資金

世帯主が負傷した世帯や、住居・家財に被害を受けた世帯に生活の立て直しに必要な資金の貸付を行います。

▶貸付要件（所得制限）

世帯人員	町民税における平成31年中の総所得額	
1人	220万円	ただし、その世帯の住居が滅失した場合は1,270万円。
2人	430万円	
3人	620万円	
4人	730万円	
5人以上	1人増えるごとに730万円に30万円を加算した額	

▶貸付限度額

被害の種類・程度	貸付限度額	
	世帯主の負傷：なし	世帯主の負傷：あり
家財・住居に損害なし	—	150万円
家財の損害がありかつ住居に損害なし	150万円	250万円
住居の半壊・大規模半壊	170万円（250万円）	270万円（350万円）
住居の全壊	250万円（350万円）	350万円
住居の全体が滅失または流失など	350万円	

※被災した住居を建て直すときに、住居の残存部分を取り壊すなど特別な事情がある場合は（　）内の額になります。

▶利率　年1.5%（据置期間中は無利子）
▶据置期間　3年（特別の場合5年）
▶償還期間　10年（据置期間を含む）
▶連帯保証人　必要（弁済の資力を有すること）
▶問い合わせ
ほけん福祉課福祉班　☎78−3115

⑦ 応急仮設住宅

自らの資力では住居が確保できない被災者に、簡単な住宅を仮設し提供するものです。
応急仮設住宅の建設は現在検討中です。

▶問い合わせ
振興課管理班　☎78−3112

⑧ みなし応急仮設住宅

自らの資力では住居が確保できない被災者に、県が民間住宅を借り上げて無償で提供しています。

▶対象（次の全てに当てはまる人）
・令和2年7月4日時点で本町に住所を有していた人
・今回の災害で住居が全壊または大規模半壊
・ライフラインの途絶や避難指示などで、長期にわたり自らの住居に住めない人や、「半壊」でも家屋の解体・撤去で住めない人は対象となることがあります。
・応急仮設住宅を利用していない
※災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用する場合は相談してください。

▶入居申込時期
7月17日（金）から

▶期間
住み始めてから原則2年以内

▶家賃
原則月6万円以内（5人以上は9万円）
※県（借主）と貸主・被災者（入居者）の三者により賃貸借契約を結ぶことが必要です。

▶相談窓口
被災された人に民間賃貸住宅を紹介するため、不動産関係団体が協力して、無料の相談窓口を開設しています。詳しくは、不動産関係団体による相談窓口（☎0120−030−338、受付10:00〜17:00）にお問い合わせください。

▶問い合わせ
振興課管理班　☎78−3112

⑨ 土砂の撤去

土砂崩れなどにより宅地内に土砂・落石・倒木などが堆積している人を対象に、土砂などの撤去を町が行います。

▶対象
土砂などが堆積した宅地の所有者または利用者
※小屋などの居住家屋ではない建物・敷地のみの場合も対象です。

▶手続き
総務課に申請してください。その後、町が撤去業者に直接依頼し、費用も町が負担します。

▶締切日　8月14日（金）

▶必要なもの
・申請書
・被災状況写真（二方向）
・印かん

▶問い合わせ
総務課総務班　☎78−3111

⑩ 国民年金保険料免除制度（特例）

▶対象　被災、住宅、家財その他の財産について、約2分の1以上の損害を受けた人

▶免除期間
令和2年6月〜令和4年6月分

▶必要なもの
・り災証明書（無い場合は住民課住民班備え付けの被災状況届に記入）
・保険金、損害賠償金の支給金額などが分かる証明書（支給される場合のみ）

▶問い合わせ
住民課住民班　☎78−3113
八代年金事務所　☎0965−35−6143

復興に向けた生活支援

■津奈木町役場問い合わせ
・総務課　☎ 78-3111　・政策企画課　☎ 78-3114
・振興課　☎ 78-3112　・ほけん福祉課　☎ 78-3115
・住民課　☎ 78-3113　・教育委員会　☎ 78-5400

11 町民税の減免

▶**対象**
・前年の合計所得金額が 1,000 万円以下
・災害で自己の所有する居住用の住宅または家財に30%に相当する額以上の損害を受けた人
※損害額は、保険金などにより補てんされるべき金額を除いた額。

▶**必要なもの**
・り災証明書
・その他損害が分かるもの
・保険金などの補てんがある場合は、その金額が分かるもの
・本人確認書類
・印かん

▶**減免期間**　令和2年度の町民税で7月以降納期分

▶**減免割合**

損害の程度 前年の合計所得金額	損害が 30%~ 50%未満 軽減・免除割合	損害が 50%以上 軽減・免除割合
500 万円以下	2分の1	全額
700 万円以下	4分の1	2分の1
1,000 万円以下	8分の1	4分の1

▶**問い合わせ**
住民課税務班　☎78−3113

12 固定資産税の減免

【土地】　土地が流失、水没、埋没、崩壊し利用できなくなった場合に適用されます。

▶**減免割合**

損害の程度	軽減・免除の割合
被害面積が土地の面積の８割以上	10 割
被害面積が土地の面積の６割以上８割未満	8 割
被害面積が土地の面積の４割以上６割未満	6 割
被害面積が土地の面積の２割以上４割未満	4 割

【償却資産】　事業用資産が被害を受けた場合で、減免割合は家屋の例にそって適用されます。

【家屋】

▶**減免割合**

損害の程度	軽減・免除の割合
全壊、流出、埋没などで家屋の原型をとどめないとき	10 割
主要構造部分が激しく損傷し、大修理を必要とする場合で家屋価格の６割以上の価値を減じたとき	8 割
屋根、内装、外壁、建具などに損傷を受け、居住または使用目的を激しく損じた場合で、家屋価格の４割以上６割未満の価値を減じたとき	6 割
下壁、畳などに損傷を受け、居住または使用目的を損じ、修理または取り替えを必要とする場合で、家屋価格の２割以上４割未満の価値を減じたとき	4 割

▶**問い合わせ**　住民課税務班　☎78−3113

13 国民健康保険税の減免

▶**対象**
災害で納税義務者などが所有する居住用の住宅または家財に 30%に相当する額以上の損害を受けた人
※損害額は、保険金などにより補てんされるべき金額を除いた額。

▶**減免割合**

損害の程度	軽減・免除の割合
全壊	10 割
半壊	5 割
一部損壊、床上浸水	3 割

▶**必要なもの**
・り災証明書
・その他損害が分かるもの
・保険金などの補てんがある場合は、その金額が分かるもの
・本人確認書類
・印かん

▶**減免期間**　令和２年度の国民健康保険税で7月以降納期分

▶**問い合わせ**
住民課税務班　☎78−3113

14 介護保険料の減免

▶**対象**
・前年の合計所得金額が 1,000 万円以下
・第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する人
・災害により住宅、家財またはその他の財産の価格に 30%以上の損害を受けた人
※損害額は保険金、損害賠償金などにより補てんされるべき金額を除く。
※徴収猶予もあります。詳しくはお問い合わせください。

▶**必要なもの**
・り災証明書
・その他被害が分かるもの
・保険金などの補てんがある場合はその金額が分かるもの
・本人確認書類
・印かん

▶**減免期間**　令和２年度の介護保険料で7月以降納期分

▶**減免割合**

損害程度 / 合計所得金額	減免の割合 30~50%未満	減免の割合 50%以上
500 万円以下	2分の1	全額
750 万円以下	4分の1	2分の1
1,000 万円以下	8分の1	4分の1

▶**問い合わせ**　ほけん福祉課保険班　☎78−3115

15 各種証明書の交付手数料の免除

▶**対象**　次のどれかに当てはまる場合
・公営住宅などに入居する場合
・国、地方公共団体の援助を受ける手続きで提出が義務付けられている場合
・家屋などの滅失登記を行う場合
・災害復旧のために保険金を請求する場合
・災害復旧のために融資を受ける場合　など

▶**手数料免除の証明書**
住民票の世帯票・個人票、印かん証明、印かん登録証の再交付、納税に関する証明、資産に関する証明

▶**申請方法**
各種証明書発行申請時に、り災証明書の提示と申請理由を記入

▶**問い合わせ**
住民課住民班・税務班　☎78−3113

令和 3 年 4 月採用予定　**津奈木町職員採用試験**

津奈木町を次のステージへ。

第1次試験　10 月 18 日（日）

募集期間　8 月 24 日（月）～ 9 月 11 日（金）

※土日祝日を除く。
※郵送は 9/11 消印有効。

区分	高等学校卒業程度		資格免許職
職種	一般事務	土木	保健師
採用人数	2 人程度	1 人程度	1 人程度
受験資格	平成２年４月２日～平成 15 年４月１日に生まれた人	昭和 60 年４月２日～平成 15 年４月１日に生まれた人	昭和 60 年４月２日以降に生まれた人で保健師資格ををを有するか令和３年３月末までに取得見込みの人
試験内容（第１次試験）	教養試験、性格特性検査、作文試験	教養試験、作文試験、専門試験	

■試験会場と場所

試　験	日　時	試験会場
第 1 次試験	10 月 18 日（日）午前８時 30 分	津奈木町役場３階会議室
第 2 次試験	11 月下旬予定	第 1 次合格者に通知（面接試験など）

■申込手続き

【持参・郵送で申し込む場合】

津奈木町発行の申込用紙に必要事項を記入して、期間内に郵送または持参してください。郵送する場合は、受験票の返信用として 84 円切手を貼った封筒（宛先、郵便番号を明記）を同封し、表に「津奈木町職員採用試験申込」と朱書きした封筒に入れて必ず簡易書留郵便で送ってください。９月 11 日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

【インターネット（電子申請）で申し込む場合】

試験案内の「インターネット操作方法」をよく読んでから申し込んでください。電子申請による申し込みは、8 月 24 日（月）午前８時 30 分～９月 11 日（金）午後５時に正常に到着したものを受け付けます。

■申込用紙の請求

試験申込用紙や試験案内は総務課に用意しています。郵送で請求する場合は、返信用として 140 円切手を貼った封筒（宛先、郵便番号を明記）を同封し、表に「津奈木町職員採用試験申込請求」と朱書きし、津奈木町役場総務課へ請求してください。

申込用紙と試験案内は津奈木町のホームページからもダウンロードできます。

■問い合わせ先

〒８６９－５６９２
熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木２１２３番地
津奈木町役場総務課
☎７８－３１１１（内２１１）

復興に向けた生活支援

⑯ 災害見舞金

▶対象
災害発生時に本町に居住し、その災害を受けた住家に現に居住していた世帯の世帯主

▶必要なもの
り災証明書の写し、通帳の写し、死亡診断書の写し（弔慰金のみ）、印かん

▶金額

区分		被害区分	基準	金額
弔慰金		死亡	１人	50,000 円
見舞金	人的被害	重傷者（全治１か月以上）		30,000 円
	住家被害	全壊	１世帯	50,000 円
		大規模半壊		40,000 円
		半壊		30,000 円
		準半壊		20,000 円
		準半壊に至らない（一部損壊）		10,000 円

▶問い合わせ　ほけん福祉課保険班　☎78－3115

⑰ さくら団地分譲被災者優遇措置

▶対象　豪雨災害で全壊・大規模半壊・半壊と判定され、さくら団地の分譲地を購入する人（１世帯１区画のみ対象）
※町分譲地定住促進事業補助金、町分譲地販売子育て支援助成金を受ける人は対象外です。

▶優遇内容　販売価格の 50%減額

▶必要なもの　被災者優遇措置申請書、り災証明書など

▶問い合わせ
総務課財政班　☎78－3111

⑱ その他の手続きや相談など

▶法律相談などの窓口
【日時】平日 17:00~20:00
問県司法書士会　☎0120－120－835

▶自動車に被害を受けた場合
【内容】車検証の有効期限の延長
問九州運輸局　☎092－472－2312

▶運転免許証をなくした場合
【内容】再交付や車庫証明書手数料の免除など
問県運転免許センター　☎096－233－0110

▶預貯金通帳、印かんをなくした場合
各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社などの窓口
問ゆうちょコールセンター　☎0120－108－420
金融庁相談ダイヤル（平日 10:00~17:00）
☎0120－156－811

▶災害ボランティア
【内容】支援依頼、活動への参加
問芦北・津奈木広域災害ボランティアセンター
☎0966－83－8335

謹んで哀悼の意を表します

本町にお住まいで、令和元年７月１日～令和２年６月30日にお亡くなりになった方々を掲載しています。故人のご冥福をお祈りするとともに、謹んで哀悼の意を表します。（敬称略）

掲載にあたっては届出人などに確認をお願いし、掲載を希望されなかった方々は調整しています。

行政区	故人氏名	死亡日	行政区	故人氏名	死亡日
竹中	山﨑　晴美	R1.11.29	内野	坂口　キミコ	R1.7.9
染竹	蟻川　イシ	R1.8.6		坂本　ハルモ	R2.1.24
	山口　フミエ	R1.9.28		豊田　武熊	R2.6.6
	林田　エミ子	R1.12.2	上下門	津々木　一美	R1.10.27
	荒木　貞夫	R1.12.19		門﨑　等二	R1.11.20
	下川　文藏	R2.2.10	川内	下川　フサヲ	R1.9.10
	濱田　六郎	R2.3.30		久村　チク	R2.1.21
浜崎	川添　正和	R1.9.12		斎藤　道子	R2.6.19
	上原　松次	R1.11.6	福浦	松尾　キミ	R1.8.20
	林　ミカ	R2.1.30		福山　幸一	R1.11.11
桜戸	廣瀬　チヨ	R1.7.19		松﨑　トシエ	R1.12.19
	秋元　豊	R1.8.1	平国上	篠原　アキエ	R1.8.7
	田口　幸夫	R1.8.27		平野　シエ	R1.12.18
	釜　レイ子	R1.11.6		濱田　悟	R1.12.31
	松田　洋	R1.11.16	平国下	平野　實喜	R1.10.1
	新立　雅敏	R2.1.19		長濵　節子	R2.3.14
	山口　純子	R2.1.20		野﨑　隆一	R2.4.18
町中	齋藤　五助	R2.6.30		濵田　千代子	R2.5.8
新川	岡松　綾子	R1.7.24	日当	宮島　磨	R1.7.14
	下川　廣人	R2.1.22		伊藤　セイ子	R1.10.4
	濵本　ヤス	R2.2.27		水元　ミツエ	R2.2.16
古川	西川　キミ	R1.7.17		上村　又雄	R2.2.25
	山下　エミ子	R1.10.28	日添	岩﨑　ツリエ	R1.11.12
	西川　ムツコ	R2.3.18		諫山　フミ子	R1.11.16
	森山　ミツエ	R2.4.4		諫山　ナツ子	R1.11.17
	中園　義行	R2.4.14		永松　リフ子	R1.12.28
大泊	吉野　一	R1.9.10		林田　マツ子	R2.3.12
	岩崎　安	R1.11.2	小津奈木	岡本　ユイ子	R2.2.6
	柳迫　猛志	R2.3.10		岡本　顯	R2.5.20
中尾	農山　秀男	R2.1.17		伊藤　フミ	R2.6.27
	門﨑　りえ子	R2.3.2	辻	平野　キユ	R2.4.5
	渕本　サエノ	R2.4.7		藤本　マツ子	R2.6.16
古中尾	中尾　繁	R1.7.18			
	山内　優子	R1.11.7			
倉谷	石坂川　幸次	R1.10.20			
	福永　フサエ	R1.10.25			
	堀田　孝子	R2.1.15			
	岩本　止	R2.3.23			
	鍬本　力	R2.3.27			
	岩本　富美枝	R2.6.7			
	楠本　八重子	R2.6.25			

果樹・野菜・茶・花きの生産者の皆さまへ

次期作に取り組むと交付金が受けられます

（高収益作物次期作支援交付金）

問い合わせ・申請先　【ＪＡ正・準組合員】ＪＡあしきた（JA から案内があります）
【その他の農家】振興課農林水産班　☎７８－３１１２（内２３２）

対　象

令和２年２月～４月に**果樹・野菜・茶・花き**の出荷実績がある、または廃棄などで出荷できなかった生産で、次期作に前向きに取り組む人

※５月以降に出荷を開始した場合の支援対象は、後日お知らせします。対象品目が追加される場合があります。

必要なもの

申請する人は、**9月30日**㈬までに次の書類を提出してください。

①前作（令和２年２月～４月）の出荷実績または廃棄が分かる資料
②農地台帳の写しなど農地面積の根拠が分かる資料
③次期作に向けた取り組みを確認できる資材の購入伝票などの証拠書類

その１

【支援額】※中山間地域などでは単価を１割加算
・基本単価　**5万円／10a**
・施設栽培のうち高集約型品目の単価

対象品目	支援額
施設栽培の花き、大葉、わさび	80 万円 /10a
施設栽培のマンゴー、おうとう、ぶどう	25 万円 /10a

【対象施設】　加温装置（空調装置）またはかん水装置がある施設（いわゆる雨よけハウスは除く）
※中山間地域などの１割加算はありません。

【対象事業】
・生産、流通コストの削減の取り組み
・種苗、肥料、農薬などの資材の購入
・土壌改良資材の投入
・自動環境制御装置の活用
・作業環境の改善の取り組み
・事業継続計画の策定　など

その２

次期作に向けた以下の①～③のどれかを取り組む場合に、１つの取り組みに10aあたり２万円を支援します。

【支援額】※中山間地域などでは単価を１割加算。
2万円／10a ×取り組み数
※①～③全てで、最大６万円／10a

【対象事業】
①新たに直販などを行うためのホームページなどの整備
②新品種・新技術の導入などに向けた取り組み
③海外の残留農薬基準への対応または有機農業・GAPなどの取り組み

その３

高品質なものを厳選して出荷する取り組みに、行った人数・日数に基づき支援します。新型コロナウイルスの影響を受け、令和２年２月以降、厳選出荷に取り組んだ期間が対象。

【支援額】
1人 2,200円／日

【対象品目】
花き、茶、施設栽培の大葉、わさび、マンゴー、おうとう、ぶどう

※対象品目の追加される場合があります。施設栽培のうち、いわゆる雨よけハウスは除きます。

【対象事業】
★花きの取り組み例
フラワーネット張りの調整、芽かき、摘花、整枝、冷蔵貯蔵などによる出荷調整
★茶の取り組み例
被覆作業、化粧ならし、遅れ芽除去、荒茶の分別製造調整

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

保険料納付が難しい人は免除申請ができます

問住民課住民班　☎78−3113（内112）
八代年金事務所　☎0965−35−6123

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業などにより保険料を納めることが難しくなることがあります。保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障がい・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

保険料免除制度

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることができない場合は、本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。

▶**免除額**　全額、4分の3、半額、4分の1

保険料納付猶予制度

20歳～50歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、本人から申請書を提出してもらい、承認されると保険料の納付が猶予されます。

必要なもの

・国民年金保険料免除、納付猶予申請書
・年金手帳または基礎年金番号通知書
※退職（失業など）により納付が困難な人は…
　雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることが分かる公的機関の証明の写し

▶**提出場所**　住民班または八代年金事務所

令和2年7月豪雨による免除申請ができます

▶**免除期間**　令和2年6月～令和4年6月分
※年度ごとに申請が必要。

出張年金相談の案内
【相談時間】9:30~15:30
○ 8/13㈭・27㈭　水俣市もやい直しセンター
○ 8/14㈮　芦北町役場

相談方法―
事前に電話予約を行ってください。
○八代年金事務所出張相談予約窓口（平日 8:30~17:15）
　電話番号：**0965-35-6123**
※相談者の**基礎年金番号**が分かるものを準備してください。

つなぎ温泉 四季彩

今が旬！つなぎ鰻フェア

▶**期間**　7/25㈯～9/30㈬
▶**メニュー（税込）**
・四季彩鰻定食　　1,500円
・鰻フライ定食　　1,100円
・鰻カツ丼　1,000円
▶**鰻の栄養効果**
コンドロイチン硫酸・DHC・ビタミンA・EPAが多く含まれ、夏バテ予防や体力向上、コラーゲンたっぷりで美肌効果に優れています。

問い合わせ先：つなぎ温泉四季彩　☎78－4126
営業：午前10時～午後9時　休業日：第1水曜日

つなぎ百貨堂

一勝地梨が入荷しました

袋入り、お土産用、ご贈答用、初盆返礼品などを多数そろえています。中元用ギフトは8/10㈪までに注文すると、水俣芦北管内は無料で配達します。果物カゴなども注文に応じて作ります。

問い合わせ先：つなぎ百貨堂　☎78－2000
営業：午前9時～午後6時　休業日：第1水曜日

令和2年7月豪雨に関する町への支援

災害支援義援金・寄附金を受け付けています

問会計課　☎78−5350（内101）
総務課総務班　☎78−3111（内211）

7/3㈮からの大雨で、町内の複数の河川が増水し、各地で道路の損壊や住宅の浸水被害などが発生しました。

今後の復旧に向け多くの支援が必要と見込まれることから、災害支援のための義援金や寄附金を受け付けています。みなさまからの温かいご支援をお願いします。

支援メニュー（詳しくはホームページ）

▶**義援金**
被災された津奈木町の生活支援や再建のために、被災の程度に応じて被災者に直接配分されます。

▶**寄附金、ふるさと納税寄附金（災害支援）**
災害復旧や被災者支援に使われます。

農業用廃プラスチック類の集荷

農業用廃プラスチック類を集めます

問振興課農林水産班　☎78−3112（内233）

使用済みの施設用被覆資材・その他の農業用資材（肥料袋・甘夏ポリ袋）などを回収します。当日は、対象物以外の資材や農薬の空容器は回収しません。詳しくは、ＪＡ広報誌8月号を確認してください。

▶**日時**　9/3㈭　7:00~11:00
※荒天時：9/10㈭に延期
▶**場所**　ＪＡあしきた玉ねぎ選果場
▶**必要なもの**　印かん、委任状
▶**料金（1㎏あたりの単価）**

種類	金額
塩化ビニールフィルム	7円
ポリエチレンフィルム ※その他の資材含む	18円
パオパオ、アゼナミ	25円

※当日現金で集めます。

児童扶養手当現況届

児童扶養手当現況届の手続きが始まります

問ほけん福祉課福祉班　☎78−3115（内126）

「児童扶養手当の現況届」は、ひとり親家庭などで児童を扶養している人を対象とし、11月以降の手当について受給資格があることを確認するための大切な届です。

期間中に確認できないと、手当の支給差止めやひとり親医療費助成が受けられなくなる場合がありますので、必ず提出をお願いします。今回の豪雨災害の影響で提出が難しい場合は、ほけん福祉課福祉班まで相談してください。

▶**期間**　**8月3日㈪～26日㈬**
▶**受付場所**
役場1階　ほけん福祉課福祉班
▶**必要なもの**
・印かん
・保護者と子どもの健康保険証
・児童扶養手当証書　など
※対象者には文書で通知します。

★児童扶養手当とは？

母親または父親のいない児童や、一定の障がいのある親を持つ児童を監護している母親または父親に代わって児童を養育している人に対して支給されます。ただし、手当を請求する人や配偶者、同居している父母兄弟姉妹の所得に応じた支給制限があります。

夏の青少年健全育成県民総ぐるみ運動

7～8月の２か月間は、学校が夏休みに入ることもあり、青少年の生活のリズムが乱れ、非行に陥りやすいとされています。家庭や学校などで地域の活動に積極的に参加し、青少年の非行問題に取り組みましょう。

▶**期間**　7/1 ㈬ ~8/31 ㈪

▶**最重要課題**　SNS 利用に関する子どもの性被害などの防止

問県くらしの安全推進課
☎096−333−2294

災害に便乗した悪質な勧誘・商法に注意

災害に便乗した悪質な勧誘・商法が横行することが予想されます。被害に遭わないために、次の３点を心がけましょう。

①一人で即決しない。契約や支払い前に、家族などと十分に検討する。

②「恐怖を感じる」「帰ってくれない」「不審な車両や人を見かけた」ときは、すぐに警察に連絡。

③さまざまな情報が出回るため、公的機関に真偽を確認する。

不安を感じたり、おかしいと思ったとき、困ったときはご相談ください。

問県消費生活センター
☎096−383−0999
警察相談専用電話
☎#9110

全国一斉「子どもの人権 110 番」

全国一斉「子どもの人権１１０番」強化週間を行います。人権擁護委員や法務局職員が相談を受け付けます。秘密は厳守します。

▶**期間**　8/28 ㈮ ~9/3 ㈭
8:30~19:00

※土日は 10:00~17:00。

▶**相談内容**　いじめ、暴力、虐待、体罰など子どもをめぐる人権問題

▶**専用電話**
☎0120−007−110

※強化週間以外でも専用電話で相談に応じています。

問熊本地方法務局
☎096−364−2145

サマージャンボ・ミニ宝くじ発売中

サマージャンボ宝くじ・サマージャンボミニが全国の宝くじ売り場で発売中です。この収益金は県内市町村に市町村振興事業交付金として納められ、町の振興のために活用されます。購入して、本町のまちづくりに参加しませんか。

▶**発売期間**　~8/14 ㈮

▶**当選額**
・サマージャンボ宝くじ
１等５億円
・サマージャンボミニ
１等 1,000 万円

問（公財）県市町村振興協会
☎096−331−0007

若者サポートステーションやつしろ出張相談会

みなさんの心配事や不安に寄り添い「働きたい」という気持ちを応援しています。詳しくはホームページで確認。

▶**日時**　8/4 ㈫・8/18 ㈫
13:30~16:30

▶**場所**　ハローワーク水俣

▶**対象**　15~49 歳の求職中の人、またはその家族

▶**相談料**　無料

問若者サポートステーションやつしろ
☎0965−37−8739

「ようこそ先輩」講師募集

中学校では、仕事の意義や内容などについて生徒に講話をしてくださる人を探しています。自薦・他薦を問いません。

▶**日時**　11/6 ㈮
13:20~16:00

▶**場所**　中学校体育館など

▶**募集対象**　さまざまな職種の人（町内外不問）

▶**募集人数**　8人

▶**講話内容**　約 15 人の生徒に 20 分程度の講話を２回（生徒を入れ替えます）

▶**申込**　中学校教頭までお問い合わせください。

▶**締切**　8/31 ㈪

問津奈木中学校
☎78−2019

「確かな未来」が会社を変える。

中退共 CHU-TAI-KYO で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

❶国の制度だから安全・安心！
さらに掛金の一部を国が助成します。
❷社外積立でラクラク管理！
管理や運用の手間がかかりません。
❸掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんもご加入いただけます。
● 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください
中退共 検索
http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部　TEL（03）6907-1234　FAX（03）5955-8211

Life Information くらしの情報

設備投資・販路開拓補助制度

新型コロナウイルス影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に、通常枠に加えて特別枠が設けられています。

持続化補助金（小規模事業者）

【通常枠】
補助上限：50 万円
補助率：3分の2

【特別枠】
補助上限：100 万円
補助率：3分の2または４分の3

ものづくり補助金（中小企業・小規模事業者）

【通常枠】
補助上限：1,000 万円
補助率：中小企業２分の１、小規模事業者３分の２

【特別枠】
補助上限：1,000 万円
補助率：3 分の２または４分の3

問県商工振興金融課
☎096−333−2316

「海のいきもの」写真展

川や海には陸上とは違った生きものがすんでいます。水俣の海で普通に観察できる生きものの写真を展示します。

▶**期間**　~8/23 ㈰

▶**場所**　県環境センター

問県環境センター
☎62−2000

ひきこもり相談

▶**開催日**　9/18 ㈮・R3.2/19 ㈮

▶**場所**　水俣保健所

▶**対象**　県内（熊本市を除く）に住む、ひきこもりでお悩みの 18 歳以上の本人や家族、支援者

▶**申込**　事前に水俣保健所（☎63-4104）に電話予約。

問県ひきこもり地域支援センター
☎096−386−1177

ミツバチに対する農薬危害防止

ミツバチは、採蜜はもちろん果樹類やいちご、メロン、すいかなどの園芸作物の花粉交配には不可欠で、農業生産で重要な役割を担っています。これから普通期水稲は出穂・開花期を迎えます。この時期の農薬散布では、次の３点に注意してください。

①農薬の容器ラベルの使用上の注意事項を確認し、ミツバチに影響のある薬剤を使用する場合は特に注意する。

②近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画など事前に情報交換。

③防除時は、水田の周辺を十分確認し、ミツバチや巣箱に農薬がかからないよう注意する。

問県農業技術課
☎096−333−2381

こころの健康相談

こころの悩みなどについて、専門のスタッフが電話で相談に応じています。新型コロナウイルスの感染拡大に伴うこころの相談も受けています。秘密は厳守されますので、安心してお電話ください。

▶**受付日時**　平日 9:00~16:00

問県精神保健福祉センター
☎096−386−1166

道路に張り出している木は切ってください

道路や歩道への枝の張り出しや倒木により、歩行者や自動車などに損害が発生した場合、樹木所有者の管理責任を問われることがあります。道路沿いで樹木を所有されている人は点検し、危険な場合は伐採するなどの対策を行ってください。

問県道路保全課
☎096−333−2495

水俣芦北広域行政事務組合消防本部職員採用試験

▶**職種・採用**　消防　５人程度

▶**試験内容**　教養試験（高卒程度）、適性検査（消防A）、作文試験

▶**受験資格**　平成８年４月２日から平成 15 年４月１日までに生まれた人

▶**試験日時**　10/18 ㈰　8:30~

▶**場所**　津奈木町農業就業改善センター

▶**受付期間**　8/24 ㈪ ~9/11 ㈮

▶**申込書の請求**
①消防本部で請求
②郵便で請求　封筒の表に「水俣芦北広域行政事務組合消防本部職員採用試験申込書請求」と朱書きし、140 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角２）を同封して請求
③消防本部ホームページからダウンロード

問水俣芦北広域行政事務組合消防本部総務課
☎63−1191

第 32 回くまもと景観賞作品募集

郷土の素晴らしい景観づくりに貢献している人を募集します。

▶**表彰の種類**
・くまもと景観賞
・部門賞（地域景観賞、緑と水の景観賞、広告景観賞）など

▶**締切**　8/31 ㈪

問県都市計画課
☎096−333−2522

イベント中止のお知らせ

▶つなぎふれあい祭り　問政策企画課　☎78−3114（内222）
▶ブロンズマラソン大会　問教育委員会生涯学習班　☎78−5400

新型コロナウイルスの感染拡大防止により、以下のイベントの中止が決定しました。楽しみにされていた皆さまには大変申し訳ありませんが、ご理解をお願いします。

11/14 土・15 日 つなぎふれあい祭り

11/15 日 ブロンズマラソン大会

一般書　**任侠シネマ**
著：今野 敏

義理人情に厚いヤクザの親分・阿岐本雄蔵のもとには、一風変わった経営再建の話が次々と舞い込んでくる。今度の舞台は、北千住にある古い映画館！TVやネットに押されて客足が落ち、映画館の社長も閉館を覚悟。マル暴に監視されながら、阿岐本組の面々は、存続危機の映画館をどう守る!? 笑いあり、涙ありの「任侠」シリーズ第5弾！

児童書　**絶望鬼ごっこ　とらわれの地獄村**
著：針 とら　絵：みもり

中学生になった大翔たち。新しく友達になった総一朗・光哉と仲良くなるために旅行にでかける。しかし、出かけた先でトラブルがあり、急きょ、“鹿馬根村”に泊まることとなる。大翔たちは村人たちの歓迎を受けるが、その夜、ミイラなどの不死者から襲われて…!? 超人気シリーズ第13弾！

ほかにもこんな本があります

一般書　▶合唱　岬洋介の帰還／中山七里　▶誘拐屋のエチケット／横関大　▶家日和／奥田英朗　▶世界一ズボラなBOXパン！／斎藤ゆかり
児童書　▶絶叫学級　黄泉の誕生編／いしかわえみ　▶すみっこ読書クラブ②／にかいどう青　▶僕のヒーローアカデミア　映画ノベライズ／堀越耕平

図書館から新刊情報

毎月入る新刊の中から今月のおすすめ本を紹介します

本の貸し出しについて
▽貸出冊数は1人3冊。
▽貸出期間は2週間。ただし、入荷1か月以内のものと予約が入っている本は、1週間。

津奈木町図書館
開　館　8:30~18:00
（土日祝日:10:00~17:00）
休館日　月曜日・年末年始
問合せ　☎78−3096

休日当番医【8月分】

	病院名・薬局名	電話番号
2日㈰	佐藤クリニック	69-3007
	六車医院	78-2012
	★あかね薬局	68-2356
	★あじさい薬局	62-1172
9日㈰	本田レディースクリニック	63-2019
	駅前クリニック	67-5980
	★日本調剤水俣薬局	68-2193
	★谷川薬局	63-7535
	★つなぎ調剤薬局	78-5656
10日㈪	水俣協立病院	63-1704
	竹本医院	86-0075
	★おれんじ薬局	63-9388
	★さくら薬局	63-7100
	★ゆのうら調剤薬局	86-1580
16日㈰	水俣協立病院	63-1704
	芦北クリニック	86-1200
	★平和薬局センター店	62-0230
	★さくら薬局	63-7100
	★イクタ調剤薬局	86-2752
23日㈰	たなか耳鼻科・眼科クリニック	62-8777
	松本医院	82-2019
	★あかね薬局	68-2356
	★みなまた駅前薬局	68-2155
30日㈰	渕上クリニック	63-6552
	井上医院	82-2503
	井上病院	82-5865
	★日本調剤天神町薬局	68-2393
	★なのはな調剤薬局	63-5627
	★さしき薬局	61-3071

※★マークは当番薬局です。
※休日当番医の診療時間は午前9時～午後5時です。
※医療機関は変更になることがあります。

乳幼児健診の案内【8月分】

●**8月7日㈮**【1歳6か月児健診】
［場所］水俣市保健センター　［時間］13:00~
●**8月18日㈫**【2歳児歯科検診】
［場所］農業就業改善センター　［時間］13:00~
●**8月20日㈭**【3歳6か月児健診】
［場所］水俣市保健センター　［時間］13:00~
●**8月21日㈮**【6か月児健診】
［場所］水俣市保健センター　［時間］13:00~
●**8月25日㈫**【4か月児健診】
［場所］水俣市保健センター　［時間］13:00~

母子健康手帳交付・子育て相談

●**8月5日㈬・19日㈬**
［場所］津奈木町役場　［時間］8:30~13:00

人のうごき

令和2年6月末日現在。カッコ内増減は前月比。

人口 4,494人（－6人）
男　2,107人（－6人）
女　2,387人（±0人）
世帯 1,931戸（±0戸）

出生　2人　転入　8人
死亡　7人　転出　10人

※異動日などで、前月からの増減とは一致しない場合があります。

寄附・芳志お礼

寄附（使用目的）
▶熊本県町村会（一般寄附）
▶有限会社諫山産業（一般寄附）
▶鹿児島県出水市役所（一般寄附）
▶日幸商事株式会社（一般寄附）
▶有限会社東村住建（一般寄附）
▶中山リサイクル産業株式会社（一般寄附）

社会福祉協議会へ一（敬称略）
【香典返し】《例》地区名　喪主・届出人（故人）
▶辻　千々岩君子（藤本マツ子）
▶大　泊　栁迫サダエ（栁迫猛志）
▶内　野　豊田吉晴（豊田武熊）
▶平国上　濱田勝美（濱田サズ子）
▶平国上　江口広美（江口末敏）
▶平国下　木下修一（木下シズエ）

上記の方々からご寄附いただきました。ご意思に添い、有効に活用させていただきます。

故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

津奈木町の情報発信

津奈木町ホームページ
ふるさと納税、観光、福祉、防災情報など町民の皆さんに必要な行政情報を掲載しています。

津奈木町公式インスタグラム
町の公式インスタグラム。津奈木の見どころ、イベント、景色などインスタ映えするものを紹介。

津奈木町公式 LINE
津奈木町のイベント情報や防災情報を発信しています。

マチイロ（スマートフォン専用アプリ）
「広報つなぎ」をいつでもどこでも読むことができる無料アプリです。

広報つなぎ
TSUNAGI
まちにあふれる魅力や笑顔を届ける広報紙
2020 AUGUST NO.655

宮本華子 Was ich dir immer schon sagen wollte, aber nur dir nicht sagen kann.

私はあなたにだけ言えない。

熊本ゆかりの若手作家の作品を紹介する「U-39KUMAMOTO」。ベルリンに住み「VOCA 展 2020」で佳作賞を受賞した宮本華子の作品を展示します。

期　間 8月1日(土)～30日(日)
観覧料 無料
場　所 つなぎ美術館 3 階展示室

《宮本華子　Was ich dir immer schon sagen wollte, aber nur dir nicht sagen kann.　私はあなたにだけ言えない。》
（映像部分）　2019 年　作家蔵　※参考作品

熊本の戦後美術 '20（収蔵品）

坂本善三、吉田政照、川上尉平など戦後の熊本で活躍した作家の作品を展示します。

期　間 8月8日(土)～9月6日(日)
観覧料 一般 300 円、高・大学生 200 円、
小・中学生 100 円
（町内の小・中学生は無料）
場　所 つなぎ美術館1階展示室

《河内塩屋》川上尉平 1973 年 つなぎ美術館蔵

つなぎ美術館にご来館する人へ

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、次のルールを守ってください。

・マスクを着用し、入館前は手指を消毒してください。
・館内では他の来館者から1㍍以上離れてください。
・混雑を避けるため入館制限を行う場合があります。

■以下の人は入館をお断りします。
・新型コロナウイルス感染症の人。
・同症を疑われる症状がある人。
・同症の人や同症を疑われる症状が家族にいる人。

つなぎ美術館　〒869－5603　熊本県葦北郡津奈木町大字岩城 494　☎ 0966－61－2222　FAX 0966－61－2223
開館時間　10:00 ～ 17:00（入館は 16:30 まで）　※モノレールは当面の間運休。
休館日　水曜日（祝日の場合は翌日）

編集後記

たった一日でまちの光景が変わった。各地で尊い命を奪った大雨。家屋の倒壊や土砂崩れ、落石、道路の陥没などいたるところに豪雨の爪痕が残されていて、あらためて災害の怖さを感じました。悲しみと向き合いながらも誰かのために懸命に頑張る人の姿に胸を打たれました。悲痛な心境の中、広報紙の取材に協力していただいた皆さんに心から感謝します▼大雨で亡くなられた多くの方々のご冥福をお祈りするとともに、復興に向け、頑張っている皆さんを支えていくことが私たちの使命です。一日でも早く平穏な日々が戻りますように。

（田）

■発行・編集　津奈木町政策企画課
〒869－5692
熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木 2123 番地
☎ 0966－78－3111（代表）　FAX0966－78－3116
ホームページ：http://www.town.tsunagi.lg.jp
メール：hpmaster@town.tsunagi.lg.jp

UD FONT by MORISAWA